



横浜弁護士会相模原支部
創立20周年記念誌
The 20th anniversary



横浜弁護士会相模原支部 創立二〇周年記念誌

目次

- 二〇周年のご挨拶
横浜弁護士会相模原支部
支部長 佐々木敏尚
委員長 松本素彦
- 御祝いの言葉
- 皆様からのメッセージ
- 歴代支部長座談会
初 代支部長 谷口 隆良
第二 代支部長 大久保博通
第三 代支部長 松本 素彦
第四 代支部長 石橋 忠文
第五 代支部長 大谷 豊
第六 代支部長 齋藤佐知子
第七 代支部長 坪井 廣行
第八 代支部長 伊藤 信吾
第九 代支部長 徳久 京子
第十 代支部長 橋本 慎一
第十一 代支部長 佐々木敏尚(司会)
- 横浜弁護士会相模原支部二〇周年史



ご挨拶

相模原・座間市民のための司法の充実を目指して

横浜弁護士会相模原支部
支部長 佐々木敏尚



この度、横浜弁護士会相模原支部は、創立二〇周年を迎えました。創立二〇周年という節目を迎えるにあたり、当支部のこれまでの歴史を振り返り、かつ、これからの当支部の方針を明確にするため、本記念誌を発行することといたしました。過去二〇年間の歴代支部長全員参加による座談会や元気溢れる若手弁護士による座談会など、様々な企画を盛り込みましたので、お楽しみ頂ければ幸いに存じます。

さて、全国的に見れば、平成一三年に司法制度改革推進法が成立し、平成一八年には労働審判制度が始まり、平成二二年には裁判員制度が始まりました。このような司法制度改革により、国民のためのより良い司法基盤が整いつつあります。

ところが、横浜地方裁判所相模原支部においては、労働審判や裁判員裁判は言うまでもなく、複数の裁判官によって裁判を行なう合議制すら行なわれていません。ご存知のとおり、相模原市は平成二二年に政令指定都市へ移行し、現在全国に二〇の政令指定都市が存在していますが、政令指定都市に

ある裁判所で合議制すら行なわれていないのは、相模原支部だけです。つまり、相模原市民や座間市民が合議制による裁判を受けようとするれば、横浜市中区にある横浜地方裁判所まで出向かなければなりません。このような状況では、相模原・座間地域において司法アクセスに重大な障害が生じていると言わざるを得ません。

我が横浜弁護士会相模原支部は、このような障害を除去するため、これまでにも関係諸団体とともに、最高裁判所などへの働き掛けを行なってきました。平成二六年四月には、これらの活動をより強力かつ計画的に実施するために、横浜弁護士会相模原支部地域司法改革委員会を設置しました。我々はこれからも、相模原・座間市民のための司法の充実を目指して、力を尽くしてまいりますと考えております。

最後になりましたが、これまでの当支部へのご厚情に御礼申し上げますと共に、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

二〇周年を迎えて

横浜弁護士会相模原支部
二〇周年記念事業実行委員会
委員長 松本素彦



横浜弁護士会相模原支部が発足し、二〇年が経ちました。これもひとえに皆様の温かいご支援の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

当支部は、平成六年四月に横浜地方裁判所相模原支部、横浜地方検察庁相模原支部が発足したのに伴い、同年六月に、横浜弁護士会の四番目の支部として産声を上げました。

県央地区の人口急増に伴い、地域各層より裁判所の支部を作って欲しいとの要望が出され、地域に縁のある横浜弁護士会の有志が署名を集め、各司法機関、市町村、各種業界団体等に要請した結果、最高裁判所が全国に唯一つ認めた裁判所支部(他は札幌地裁苫小牧支部)の一つとして新設された支部でした。発足当時の会員は一七名でした。

あれから二〇年が経ち、今は支部会員が七〇名を超える規模の支部となりました。その間、谷口隆良初代支部長を始めとする歴代支部長・支部会員のたゆまぬ研鑽と努力により、地元士業団体との交流、市民法律講座などの地域活動に邁進し、横浜弁護士会本部や他支部との交流など会務活動にも重

点を置いた結果、平成一五年二月には以前の支部会館を開設し地域への司法サービスの拠点を確保することができました。

誕生してから二〇年というのは、ようやく大人になったと言う事であり、これからは大人としての自覚と責任を意識しながら、さらに皆様のお役に立つような支部に成長していきたいと思っております。

特に当支部は、法曹人口が増える中で、若い会員が急増し、これまでの歴史や伝統を新しい世代に伝え、若い世代の感性を取り入れ、さらに地元の皆様に感謝されるような活気に溢れた支部に成長・発展させることが喫緊の課題となっております。

加えて、横浜地方裁判所相模原支部に合議体を設置すること、横浜弁護士会の会名を名が体にあった「神奈川県弁護士会」等に変更すること等も、今後取り組むべき課題です。

最後に、これまで私どもを育てて下さった方々のご厚情に重ねて御礼を申し上げますと共に、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

二〇周年に寄せて

日本弁護士連合会
会長 村越 進



横浜弁護士会相模原支部の設立二〇周年誠にめでとうございます。一三〇年以上の歴史を有する横浜弁護士会において、相模原支部は平成六年に誕生した四番目の支部であります。支部会員の皆様のご尽力により、ここに二〇周年を迎えられたことに對し、深甚の敬意を表したいと存じます。

全国的に見ても人口増加が著しい相模原地域における法的サービスの拠点である相模原支部は、設立当初に一七名だった会員が現在では七〇名を超え、これは小規模弁護士会に匹敵する規模であり、その運営にあたって支部会員の皆様が日々奮闘されていることと拝察します。

当連合会は、今年度の会務執行方針の第一として、司法の役割を大きくし、弁護士活躍の場を拡げ、身近で使いやすい司法を実現することを掲げており、司法基盤の整備、ことに裁判所支部機能の充実強化に向けた取組を進めていく所存です。横浜地方裁判所相模原支部は、全国で最も新しい支部であることに加え、弁護士だけでなく、自治体、市議会、

横浜弁護士会相模原支部二〇周年記念に寄せて

関東弁護士会連合会
理事長 若狹 一夫



商工団体等が連携して新設を求めた運動が結実した結果開設されたものであり、まさに、地域の手によって、地域に根ざした法的サービスの基盤を誕生させた全国的にも注目されている裁判所支部といえます。

このような中、裁判所支部に對応した横浜弁護士会相模原支部には、在野法曹として、地域と一丸となり、法的サービスの基盤を育て充実させる役割が期待されています。とりわけ、相模原支部における合議事件の取扱いをはじめとする支部機能のさらなる充実強化に関する取組は、全国的にも注目を集めており、昨年二月一日に開催された「相模原、座間地域の司法に関する意見交換会」は、NHKをはじめ各報道機関で取り上げられました。

当連合会としましても、相模原支部の取組をご支援するとともに、全国の裁判所支部機能充実化のための参考にさせていただくことができれば幸いです。

結びにあたり横浜弁護士会相模原支部の益々の御発展を祈念して、私からの御挨拶とさせていただきます。

横浜弁護士会相模原支部設立二〇周年を迎えますことをお慶び申し上げます。

横浜弁護士会相模原支部におかれましては、平成六年の設立以来、逐年隆盛の一途をたどり、本年設立二〇年という記念すべき年を迎えられました。これはひとえに支部会員の皆様、関係の皆様方の長年にわたるたゆみないご努力のたまものでもあり、心から敬意を表するとともにお祝いを申し上げます。

貴支部は、設立前から横浜地方裁判所支部の相模原市への設置を求め運動を行われ、その活動実績が評価され支部が設置された以降は、支部での合議制の審理が実現できるよう、地方主体の視点で「市民の司法参加」を進め、常に市民により良い司法サービスを提供するため活動されてこられました。

当連合会としてもこの合議制実現に向け、平成三年度当連合会定期弁護士大会において「東京高等裁判所管内の司法基盤の整備充実を求める決議」を採択し、その中で相模原支部の合議制の実現について喫緊の課題として取り上げております。また、当連合会が主催で東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で毎年開催しております法曹連絡協議会においても、地域住民の裁判を受け

る権利の実質化という憲法上の権利が十全に保障されていないという観点から、相模原支部における合議制実現について議題を提出しているところでです。

当連合会は、本年四月二六日には相模原市において「相模原支部の合議制実現をはじめとした地域司法の充実をめざして」をテーマに支部交流会を開催させていただきました。当日は、当連合会管内の弁護士会の執行部、支部の会員のほか、地元の議会議員、調停協会の皆様、また日弁連の村越会長にもご出席いただき有意義な意見交換が行われました。この交流会も、相模原支部の合議制実現を進めるときつかけとなることを願っております。

また、貴支部が提案され開催の運びとなった「首都圏支部サミット」については、昨年度で一回目の開催となり、ついに首都圏を離れ「弁護士会支部サミット」に発展を遂げられております。これも当連合会は共催をさせていただいており、今後とも協力をさせていただきたいと考えておりますので、宜しくお願ひ申し上げます。

終わりに、貴支部のますますのご発展と会員皆様のご健康とご活躍を祈念申し上げます。

創立二〇周年のお祝い

横浜弁護士会
会長 小野 毅



神奈川県全体の弁護士の団体である横浜弁護士会に相模原支部が創立されて二〇周年を迎え、おめでとうございます。

思えば二〇年前に、全国で唯一裁判所の支部が創設されると共に、弁護士会の支部も創立されました。当初は本部会員も含めても二〇名弱の支部会員となっていました。今や純粋な支部会員が七〇名を超えるほどに発展してきました。そのほとんどは経験二〇年未満の若いバイタリティーに溢れた弁護士ばかりであり、そのエネルギーは弁護士会全体を刺激し、活性化させてきています。

市役所や議員、経済界の方々も巻き込んで、相模原地域司法改革懇話会を巻き込んで設立し、地裁相模原支部で合議体裁判を実現するための熱心な運動に取り組んでいました。地元の関係者を巻き込んで、地域の司法制度の改革運動を行う組織を作ったことは画期的なことであり、全国的にもまた現在でも先駆的な活動といえるでしょう。そのエネルギー

ご祝辞
Congratulations

二〇周年に寄せて

横浜地方裁判所相模原支部
支部長 生島 弘康



横浜弁護士会相模原支部が創立二〇周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

平成六年当初は一七名の会員で足した貴支部も、現在では七十一名の会員を擁するまでに発展を遂げられました。横浜地方・家庭裁判所相模原支部、相模原簡易裁判所の管内人口は、平成六年四月の支部開庁時約七十五万人であったものが、現在では約八十五万人に増加しております。裁判所も、開庁時とは比較にならない程、人的・物的体制を充実させて参りました。

地裁支部の統廃合により、四一の支部が廃止されたにもかかわらず、全国で二支部だけが新設されました。その一つが相模原支部ですが、支部開設以来、相模原・座間地区の司法サービスの充実にご尽力されてこられた弁護士会や行政機関等の関係者の方々のご努力に改めて敬意の念を

抱きます。

弁護士会と裁判所は、それぞれの立場を堅持し主張すべきところは主張しつつ、他方、法曹として共通の基盤に立って協力すべきところは協力しながら、この二〇年、地域社会の法的紛争を解決するという役割を堅実に果たし、市民の信頼を勝ち得てきました。三庁情報交換会、破産管財勉強会、後見等協議会等々、弁護士会と裁判所が、率直に意見を述べ合える場もいくつか設けられております。裁判所としても、弁護士会との意思疎通をますます円滑にしていくため、これらの機会はいよいよ貴重なものと考え、今後とも大事にしていきたいと思っております。

二〇周年に当たりまして、貴支部とともに、地域社会において法的紛争の解決を必要とする一人一人の市民と丁寧に向き合っていきたいという想いを新たにいたす次第です。

二〇周年に寄せて

横浜地方検察庁相模原支部
支部長 渡邊 清



横浜弁護士会相模原支部が創立二〇周年を迎えられたことをお慶び申し上げますとともに、弁護士会相模原支部の発展に尽力され、また、相模原地区の司法の向上に貢献してこられた会員の弁護士の方々に、心より敬意を表します。

横浜地方検察庁相模原支部について述べますと、管内の人口は、相模原市および座間市を合わせて約八十五万人を数え、取り扱う事件数は年間で約九〇〇〇件に上っております。地方の地検の中には、本庁と支部を合わせても、管内人口の点でも事件数の点でも地検相模原支部に及ばないところがいくつもあります。

地検相模原支部は、合議事件を取り扱わないいわゆる乙号支部としては異例ともいえる存在です。このような事情に民事事件等の事情も併せて考えれば、弁護士会相模原支部が尽力されている横浜地方裁判所相模原支部の甲号支部への格上げは重要な課題であると思っております。

護士会相模原支部の取り組みを支持するとともに、それが実現することを祈りいたします。

近時、司法界にも大きな変化がありました。その一つに法曹人口の増加があります。以前はわずかに五〇〇人程度の司法試験合格者が、二年間にわたって司法修習を受けており、その間にいわゆる「法曹三者同じ釜の飯意欲」が醸成されましたが、現在は合格者が約二〇〇〇人に増加したのに対し、司法修習の期間は半分の一年間になっており、法曹三者の関係の希薄化が危惧されます。しかしながら、検察にとっても重要な課題である犯罪被害者支援一つをとってみても、法曹三者の協力、特に被害者の代理人に就任した弁護士と検察官の協力が極めて重要であることがわかります。法曹三者の関係が希薄化するどころか益々密になっていくことを期待します。

最後に、弁護士会相模原支部が更に発展されることを祈念し、私の挨拶といたします。

ご祝辞 Congratulations

横浜弁護士会相模原支部 創立二〇周年を祝して

相模原市長 加山 俊夫



横浜弁護士会相模原支部が、創立二〇周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

貴支部は、平成六年五月に横浜地方裁判所相模原支部開設にあわせて創立されてから今日まで、地域住民に身近で良質な司法サービスを提供するため、法律相談や市民法律講座の実施をはじめ、地域司法改革の運動などに積極的に取り組んでこられました。これも、ひとえに歴代の支部長をはじめ、役員及び会員の皆様方のご努力と熱意の賜物と心から敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

都市としてのポテンシャルを向上させる事業が進行中であり、将来を見据えた「人や企業に選ばれる都市づくり」を進めているところでございます。

こうした中、本市の地域司法をとりまく状況といたしましては、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施や、法テラスの支部の設置が喫緊の課題となっております。本市といたしまして、市民にとってよりよい司法の実現のため、これらの課題の解決に向けて、これまで以上に、皆様方との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

貴支部におかれましては、今後とも市政発展につきまして引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、創立二〇周年を契機とされ、会員相互の親睦と結束を一層深められるとともに、貴支部のますますのご発展と会員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。お祝いのごことばといたします。

創立二〇周年を祝して

座間市長 遠藤 三紀夫



横浜弁護士会相模原支部が設立二十周年を迎えられたことに對しまして、まずもってお祝いを申し上げます。また、その事業の一環として、設立二十周年記念誌を発刊されますことは、誠に意義深いことと座間市民を代表して心よりお喜びとお祝い申し上げます。

貴支部が、平成六年に発足されて以来、現在は七十名を超える会員数を擁する大きな組織へと発展を遂げられたのは、会務に携わってこられた歴代の役員並びに会員の皆様方の御努力の賜物であり、ここに深く敬

意を表する次第であります。貴支部は、組織の充実と繁栄を遂げられるとともに、地域の司法サービスの向上に多大なご尽力をされてこられました。とりわけ、社会情勢の変化に伴い、多岐にわたる市民の相談に對しての法律相談におきましても、誠意を持つて的確なご指導・ご助言を賜り、座間市民に身近で、頼りがいのある司法サービスを提供いただいておりますこと、改めて感謝と敬意を表する次第でございます。

ご祝辞 Congratulations

隣接士業の皆様からのメッセージ

Architect Office Association

横浜弁護士会相模原支部創立二〇周年を迎えられましたこと心からお祝い申し上げます。また、貴支部の二〇年にわたる歩みをふり返り、今後の更なる飛躍のために記念誌を刊行されますことは、誠に意義深い事とお慶び申し上げます。顧みますと貴支部と私共、建築士事務所協会相模原支部との関係は八年前に始まったと記憶しております。当時の支部長は現在、我々の本会長である小林忠志氏であり、合同の勉強会を開催し懇親を深めたことに始まったと記憶しております。現在では、「建築・住まいるフェスタ」と言うフェスティバルを相模原市様と共に開催して、法律相談会を含めた行事を開催させて頂くまでになりました。エントリナーであり消費者である相模原市民の皆様のために貴支部と手を携えて、今後も色々とご指導を頂きながら我々も成長していきたいと考えております。貴支部におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、創立二〇周年を一つの節目とした貴支部の益々のご発展と、関係者の皆様のご健勝を心から祈念いたします。お祝いの言葉といたします。

一般社団法人
神奈川県建築士事務所協会
相模原支部 支部長 西倉 哲夫

隣接士業の皆様からのメッセージ

Certified Public Tax Accountant Association

平成六年に横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所相模原支部の開庁に伴い、貴支部が設立されて以来、各種無料法律相談等の実施など地域社会の信頼に応え、大きな成果を上げてこられました。この間、隣接士業であります税理士会、行政書士会、司法書士会、社会保険労務士会とともに当初より交流活動として研修・懇親会を数多く開催・参画して戴きました。そして、平成一九年四月に地域社会へ貢献することを目的として相模原士業連絡協議会を設立するに至り、五士業合同セミナー・合同相談会などの活動に幅広く取り組んでおられます。昨年末には日弁連キヤラハンが相模原で開催され、当地域での合議制実現に向けての意見交換もされております。

この二〇周年を契機に、今後ますますのご発展と会員皆様方のご健康、ご活躍を心から祈念し、お祝いの挨拶とさせていただきます。

東京地方税理士会相模原支部
支部長 一ノ瀬 裕

Certified Administrative Procedures Legal Specialists Association

横浜弁護士会相模原支部創立二〇周年誠におめでとうございます。相模原市は弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士の五士業がとも仲が良く、五士業で結成しました「相模原士業連絡協議会」も貴会が中心となって頂いているおかげで潤滑な運営ができていますのだと思っております。

貴会の会員の先生方は非常にフレンドリーで、世間では「弁護士」は堅そうというイメージがあるのかもしれませんが、実際にはとても気さくに話をして頂いております。業務におきましても気軽に相談に乗って頂ける貴会の先生方には大変感謝しております。また、楽しく飲んで頂けるのもとても嬉しいですね(笑)。

これからも益々貴会がご発展され、そして貴会の市民サービスが充実されていくことをお祈り申し上げます。お祝いの言葉に代えさせていただきます。

神奈川県行政書士会相模原支部
支部長 小峰 望

Shiho-shoshi Lawyer's Association

この度、横浜弁護士会相模原支部が創立二〇周年の節目を迎えられたことを、神奈川県司法書士会相模原支部を代表いたしまして、心よりお祝い申し上げます。

貴支部は創設以来、地域社会において、市民の法的アクセスの拡充に尽力され、様々な社会問題に取り組みされてきました。

また、士業間の連携を重視され、相模原市士業連絡協議会の合同セミナーや合同相談会の開催などに指導的役割を發揮してこられたことに敬意と感謝の意を表します。

今後とも市民団体や士業団体と連携し、市民への法的サービスの向上にご尽力いただけるようお願い申し上げます。

最後に、創立二〇周年を契機として、貴支部がますますのご発展されることをお祈り申し上げます。

神奈川県司法書士会相模原支部
支部長 細野 昭弘

Labor and Social Security Attorney's Association

横浜弁護士会相模原支部創立二〇周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

貴支部が創立された平成六年の相模原市といえば、人口が五六万人ほどで、毎年一万人を超えて増えていくような急速に拡大していく地域でありました。人口が急増していくなかで、我々住民にとりましては、きめ細やかな司法サービスの継続し、提供していただける会員の皆様には信頼と感謝の思いがございました。

私も社会保険労務士会相模原支部としましては、平成一九年より相模原市内の五士業で構成する相模原士業連絡協議会の一員として関わらせていただいております。平成二三年、貴支部が会長様ときの士業合同セミナーでは、「ある外国人の生涯」と題して、五士業がその時々の人生に関わる問題について質問と解説を行うという大変ユニークな企画を立てていただき、セミナーに参加した方たちの喝采を浴びたこと、印象的でありました。

また、昨年の「地域司法に関する意見交換会」に参加させていただき、改めて身近な司法の重要性を、自らの業務のあり方と共に想起させていただきました。

最後に、地域の住民の拠り所として、今後の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

神奈川県社会保険労務士会相模原支部
支部長 田野倉 邦男

県内各支部からのメッセージ

横浜弁護士会川崎支部

支部長 安藤 肇

弁護士会相模原支部二〇周年おめでとうございます。この二〇年を振り返ると、相模原支部管内では管内人口が増加し、相模原市が政令指定都市になり、それに追従するかのようになり、相模原支部所属の弁護士数が発足当初に比べ五倍となるなど、相模原支部管内は活況を呈してきました。他面、工業製品の生産拠点を多く抱える相模原支部管内はハブル崩壊、リーマンショック等の影響を県内で最も大きく受けました。また、県内他地域以上に高齢化社会の波を受け、かつ今も受け続けています。弁護士は社会の生理面、病理面の双方を真正面から受け止め解決に挑んでいく仕事です。私は、相模原支部の弁護士がこの激動の二〇年に敢然と立ち向かってきたことに大なる敬意を贈ります。私は未来に向けた社会に向け逃げずに敢然と立ち向かって行く相模原支部のファンとして一票を投じます。本当におめでとうございました。

横浜弁護士会県西支部

支部長 町川 智康

相模原の二〇年後はすごいことになっているだろう。さかみ縦貫道が開通し、東名高速と中央道、関越道、東北道までが繋がり、相模原は物流の一大拠点になるでしょう。しかも相模原補給廠が返還され、市街地の再開発が進み、裁判所や市役所は駅前に移転しているでしょう。そこへ中央リニア新幹線の新駅ができて、東京まで一〇分、名古屋まで三〇分で行けるようになると思います。そのようになった暁には、人も企業もカネも猫も杓子も、全てが相模原に集まり、相模原は横浜、川崎を追い越し、神奈川県中心都市となるでしょう。その頃には「地裁相模原支部の本庁化」まで問題になっているかも知れません。県庁所在地の移転まで、まじめに検討されているかも知れません。間違いなく二〇年前に合議体がなかったことなど、笑い話になっていることでしょう。相模原支部の将来は、本当に明るい。まぶしいくらいです。

横浜弁護士会横須賀支部

支部長 駒田 英隆

この度は、相模原支部開設二〇周年、誠にありがとうございます。相模原支部と私が所属する横須賀支部とは、横浜地方裁判所、横浜弁護士会がある関係から、共に一時間以内の場所にあること、支部会員数が共に一〇〇名未満の支部であることなど、非常に類似した点がある支部であります。このように類似した点が多数ある支部でありながら、看過できない大きな相違もあります。それは、横須賀支部ですら設けられている裁判所の合議体が、相模原支部では、未だに設けられていないという点です。合議体が設けられていないという不利益は、相模原支部管内に居住している一般市民に多大なる影響を及ぼしています。

Kawasaki Branch

West side Branch

Yokosuka Branch

歴代 支部長座談会

創立二〇周年記念 座談会

自己紹介

司会 本日は歴代支部長の先生方にお集まりいただきありがとうございます。司会を務める五十期の佐々木敏尚です。本日は、皆様に当時の様子や現在の相模原支部について大いに語っていただきたいと思っています。まず各先生方に簡単な自己紹介と、十周年の感想を頂戴したいと思っています。谷口 二十四期の谷口隆良です。平成八年に初代支部長に就任し、平成八年四月まで務めました。

私は相模原支部創設前から創設に向けて懸命に活動してきましたので、思い入れも強く、単なる一十年という期間に括弧でかきたくない万感の思いがあります。しかし相模原支部は現在まだ発展途上といえる部分も多くあるので、今後も我々が汗を流し相模原支部をますます発展させていく必要があると思います。大久保 二十九期の大久保博通です。平成八年五月から平成十年四月まで第七代支部長を務めました。

たった十七名でスタートした相模原支部ですが、現在は七十名を超えたと聞きます。相模原支部が設立されたのはつい先日のようにも思えますが、実際には非常に長い期間が経過して、その間相模原支部が確実に大きくなっていくのを実感しても嬉しく思います。松本 三十六期の松本素彦です。平成十年五月から平成十二年四月まで第三代支部長を務めました。

相模原支部十周年の時のこともよく覚えておりますが、それから更に十年が経過し、いよいよ二十周年ですか。二十年という人と言えは成人式ですから「大人」として今後ますます成長していく相模原支部を見守っていかたいですね。石橋 四十一期の石橋忠文です。平成十一年五月から平成十四年四月まで第四代支部長を務めました。

相模原支部の創設前は、相模原に事務所のない先生もおりました。しかし相模原支部創設後一十年、現在は相模原に事務所がある先生のみで構成され、さらに地域密着住民本位の地道な活動が続けられておりま

す。横浜弁護士会の他支部とのつながりなどもますます強まり、相模原支部の本部の地位も上がってきたように思います。大谷 四十五期の大谷豊です。平成十四年五月から平成十六年四月まで第五代支部長を務めました。相模原支部設立から一十年が経過し、会員数もずいぶん増えましたし、皆さんよく頑張ってきたらっしゃるので、ますますよくやってきたなという思いです。ただ、いまだに裁判所支部の合議制が実現できていないのは大変残念です。

齋藤 四十四期の齋藤佐知子です。平成十六年五月から平成十八年四月まで第六代支部長を務めました。私が支部長のときに十周年記念事業がありました。この間若手会員がどんどん増え、その皆さんが支部活動に積極的に参加してくれているのを見ると大変嬉しく思います。

坪井 四十七期の坪井廣行です。平成十八年五月から平成二十年四月まで第七代支部長を務めました。

- 日時 二〇一四年一月二八日
場所 横浜弁護士会相模原支部会館
司会 第十一代支部長 佐々木敏尚
出席者 初 一代支部長 谷口 隆良
第二 二代支部長 大久保博通
第三 三代支部長 松本 素彦
第四 四代支部長 石橋 忠文
第五 五代支部長 大谷 豊
第六 六代支部長 齋藤佐知子
第七 七代支部長 坪井 廣行
第八 八代支部長 伊藤 信吾
第九 九代支部長 徳久 京子
第十 十代支部長 橋本 慎一



初代支部長 谷口 隆良 会員

諸先輩方の尽力があつて十周年のあたりで支部の体制の基礎はほぼできあがりました。今回の二十周年ではそれが人的にも充実し、対外的にも支部として自負できる体制がさらに整ってきていると思います。伊藤 四十四期の伊藤信吾です。平成十一年五月から平成二十二年四月まで第八代支部長を務めました。実は全国の各支部で設立時期がはっきり分かるところはほとんどありません。

その点相模原支部は明確に設立時期がわかっていて、式典などもできて、それも昔からの先生と若い先生が一緒に作り上げていく機会があるというところは本当にいいことだと思います。こうして皆でまとまって何かができるということを相模原支部の文化にしていきたいですね。

徳久 五十一年の徳久京子です。平成二十二年五月から平成二十四年四月まで第九代支部長を務めました。

私が相模原支部に来た齋藤支部長の代から十年近く経つのかと時間の早さを感じております。相模原支部もこの十年で会員数が大変増えました。また他の支部との結びつきも強くなっており、他支部との比較の中でこの支部の特徴というのをもたんだん見えてきている気がしています。

橋本 五十四期の橋本慎一です。平成二十四年五月に第十代支部長に就任し、平成一十六年四月まで務める予定です。現役支部長として二十周年を迎えることができて大変嬉しく思っております。皆さんおっしゃる様に各世代の先生方の頑張りが、支部会員の増加もあって中身もずいぶん充実してきました。しかし他支部と比較するとまだまだ若い支部ですのでこれから相模原がどういう方向を目指していくか心配もあります。次の世代にもますます頑張ってもらいたいですね。

支部設立までの経緯・苦労話

司会 横浜弁護士会相模原支部は、平成六年六月、小田原、横須賀、川崎の三支部に次ぐ四番目の支部として発足しました。相模原支部設立について主導的な役割を果たされた谷口隆良先生に、支部創立に至る経緯や苦労話などについて簡単にお話しください。

支部長就任時の行事等・苦労話

司会 次に各先生方が支部長に就任された際に行われたときの意気込み、行事、活動御苦労話等についてうかがいたいと思います。

谷口 私が初代支部長に就任するにあたっては弁護士会が本来その地域の自治体と同様に、中央集権的体制に対抗し、地域の市民のために活動すること、そのような活動をしているのを市民に見せていくことが必要ではないかという思いを持っておりました。

司会 谷口先生が初代支部長に就任されたとき、支部ではどのような行事や活動が行われましたか。

谷口 隣接工業の税理士会、行政書士会、司法書士会との交流活動開始があげられます。もともと他業種の人達も相模原に裁判所と弁護士会ができることは歓迎してくれており、支部発足までの間にもそういった隣接業種に支援を受けていたのです。

地域の市民のための活動に「市民法律講座」の実施もあります。これは実は相模原支部設立の前から行われていました。市役所がかなりバックアップしてくれており、広報に乗せたら毎回一〇〇名近くの市民の参加がありました。講演の身でも弁護士会の相模原支部ができますよということはかなり宣伝させてもらいました。こうした地道な活動を市民に認めてもらうことで、裁判所、弁護士会支部の発足という流れができたのではないかと思います。

「法律相談センター」の開設も私が支部長のときでしたが、当時自前の支部会館がな

だければと思います。



第11代支部長 佐々木 敏尚 会員

谷口 当時相模原を中心としたこの地域は県下でも特に人口急増地域でしたが、裁判所は相模原簡易裁判所と横浜家庭裁判所出張所があるだけでした。これでは対応が難しくなっていたので、地域でも「地元で裁判をしたい」という声が高まっており、そうした声を背景に私たちが地裁支部の設置を求め運動を始めました。

相模原支部設立の準備にあたり、横浜弁護士会相模原支部設立準備委員会、いわゆる準備会が設置され、平成五年頃に初めて招集されました。その活動を経て、平成六年四月の横浜地方・家庭裁判所相模原支部開庁に併せて六月に産業会館で発足式を行い、当時会員数十七名の横浜弁護士会相模原支部が発足しました。

橋本 私も相模大野に事務所を構えており、準備会に参加しました。発足準備の核になっていたのは谷口先生、大久保先生、石橋先生、伊藤信吾先生、大谷先生と私ですが、当時から地元定着型、他支部との連携などの労働構想を持っていたのは主に谷口先生

で、色々運動するにあたって我々は谷口先生の指示に従っていた感ではありましたが、

谷口 準備会で、参考にしようと横浜弁護士会の各支部設立の経緯を調べたのですが、各支部の創立時期が不明で、体制も区々でした。こうした調査から既存の支部にならうっての設立は難しくわかり、まっさらな状態から新しく相模原支部を創ることにしました。

新しく支部を創設するにはまず形を整えようとして、支部規約の起草や支部の役員構成、支部会費等をどうするか、裁判所控室を借りられるのか否か等を発足直前まで詰めていきました。

また他の支部とは異なるオリジナルな本部と支部の関係をつくらうというのが基本的方針になりました。

石橋 弁護士会相模原支部を新たに作るにあたり、地裁から国選弁護人の指名を受けるため横浜弁護士会本部のように組織を整える必要がありました。

他の三つの支部と相模原支部の比較をしますと、他の三つの支部は自然発生的であったのに対して相模原支部は人工的に弁護士会のようにきちんと作るというコンセプトで、支部会則も作成し、会計もコンピュータ会計、支部総会には横浜弁護士会副会長も必ず出席してもらうという方針のもと設立されました。

谷口 支部発足当時は、他の支部と同様に裁判所の弁護士待合室を借りて支部の会館代わりに行っていました。当初裁判所はそれを本庁に確認していたのでなかなか返事を頂けませんでした。しかし横浜弁護士会の佐久間会長（※佐久間哲雄横浜弁護士会会長、在任期平成五年）のころ本庁から準備資金も出て、まず裁判所にコピー機を置かせてもらい、電話も、裁判所にお金は払

うから電話回線を使用させて欲しいと申し入れたのですが貸してはくれなかったですね。そこで自前の電話回線をひくことになりました。

大久保 裁判所の監査がある度に裁判所の総務との連絡を取りながら、監査に支障がないように借りていた部屋を片付けたらできていました。夜は裁判所を使つたことがありますが、松本先生や石橋先生と夜中ファックスを送ったり飲み屋で打ち合わせをしたこともかなりありました(笑)。



第2代支部長 大久保 博通 会員

谷口 弁護士会本部とは準備金を出してもらったこと他は特に何も打合せなどはしてませんでした。支部任せだったのでこちらで自由に作っていました。

特筆すべきはやはり相模原支部では創立総会で支部会則を作っている点だと思います。最初から会則がきちんとあった支部は相模原支部だけです。

司会 なるほど、相模原支部設立前後という時期の様子が垣間見えたように思います。

月に、「横浜弁護士会」を「神奈川県弁護士会」へと変更を求める支部決議がされ、二十名の支部会員のうち二十四名が賛成しました。こうして相模原支部が先鞭をつけ、それを受けて川崎支部、小田原支部（現県西支部）、横須賀支部とそれぞれ支部決議がされたのです。私は翌平成二年に支部長の副会長になりましたが、本部の会長もその流れを汲んでくれ、平成十一年に初めて本部の総会決議があつて過半数を超えるに至りました。

石橋 私が支部長に就任した際にはその前の三、六年間の支部活動が軌道に乗って、やはりそれを引き継ぐような形です。

司会 石橋先生が第四代支部長に就任されたとき、支部ではどのような行事や活動が行われましたか。



第4代支部長 石橋 忠文 会員

石橋 まず四愛会支部長の懇親会ですね。ある時相模原監事部長と話をする機会があり、その際四愛会支部長（※相模原監事部長、相模原南監事部長、津久井監事部長、座間監事部長）と弁護士として懇親を図ろうということになったのです。弁護士と監事の交流はなじみが普通ですが、相模原支部では

でも全部書面化するようになりました。とにかく四支部の中で存在感を示し、三支部に追いつき本部からも認知してもらおうという意識が強かったと思います。



第3代支部長 松本 素彦 会員

司会 松本先生が第三代支部長に就任されたとき支部ではどのような行事や活動が行われましたか。

松本 対外的には隣接工業の社会保険労務士会との交流活動を開始しました。初代支部長は他業種との交流にかなり重点を置いていて、税理士会、司法書士会、行政書士会といった所との関係はずでにできていたんで、他業種との交流はあまり残ってませんでした。

支部で初めて司法修習生を受け入れたのもこのころでした。支部会員の事務所司法修習生を預かり、また弁護士としての見学を行い存在感をアピールしました。先程大久保先生からお話があった会名変更の件はどうですか。

Round-table Talk

会員が丸となりましたし、実際に成功に終わったときは感動を覚えました。これには十周年の記念式典などの経験、ノウハウの蓄積や資料の引継ぎなどがうまく機能していたからであるように思います。

もう一つは、小田原法の時代に法アスガで、本部と小田原法テラスの支所があって相模原になかったので相模原にも持ってこようという色々運動しましたが、結局常設的な支所まで持つてくることはできませんでした。支部長時代に、苦労されたことはあります。

坪井 支部会規で支部が定められ、それ以前の相模原支部は、構成要件などが異なるため、支部会規の支部との同一性を欠くという点で、相模原弁護士クラブと名称を変えました。支部活動は、現在の支部が行って、相模原弁護士クラブの活動主体はなかったのですが、支部会費の徴収などで蓄えた現金等があったので、その処理が必要となり、この処理を行ったのが私の時代で、配分してくれとか、いや清算禁止だとか色々な意見が出て、その調整をするのに大変苦労した記憶があります。

結局は相模原弁護士クラブの総会で決めて精算しました。ご不満な先生もいらっしやったらかもしれませんが、相模原支部も現在のその資産で生きていくという側面もあります。

司会 伊藤先生の支部長時代にはどのような行事や活動が行われましたか。

伊藤 私が支部で副会長に就いているときにいわゆる会務活動ポイント制ができたという話が出ました。しかし本部まで行かないとポイントがつかないのは支部としてはあまり有り難くないですから、支部長になつてから支部の活動にポイントを付与しようという議論をしたのです。

の活動をどのようなものにするかということについては、当時若手が急に増えてきていた時代だったので若手の会員を中心にしよう。やる内容は若手がお互い盛り上がるという狙いもあって研修、それから懇親会の開催と。あとは十周年の時に支部の色々な写真が散逸していたので、写真を撮ったりするような役割もお願いしよう。そうしたい狙いで現在の相模原支部研修交流委員会を作ったのです。

こうして議論を重ね、きちんと規約を作って手続を踏んで研修交流委員会を立ち上げたので、ポイント制が立ち上がったときもすぐポイントがつくことになってよかったなと思っていました。

研修交流委員会には今も相模原支部に入ってきた若手がたくさん加入しているという聞きますが、若手の相模原支部での活動の最初の一步として機能しているのは嬉しいことだなと思います。

それから五土業合同セミナーですが、これは以前五土業の個別の協議の機会として五土業連絡協議会というものがあったのですが、個別に協議しているあまり話が進



第7代支部長 坪井 廣行 会員

まない。それならば全部一緒にやったら一回で済むじゃないかということで五土業の先生方に提案したところ、承諾していただき実現することになったのです。

あと、支部名変更検討委員会というのも作られた。支部名を変更しようかという話も一度は出たのですが…。

齋藤 会名変更との関係で、相模原という地名が必ずしも地域全体を表しているわけではないということで一度検討はしてみたんですけど、結局いい名称もなくなりました。

石橋 県支部という話もあるにはありますね。

伊藤 この時は結論がまとまりませんが、もしかしたら今後もそういう話はどこかで出るかもしれません。

橋本 四支部の支部長が作られたのも伊藤先生のときですね。現在支部長を務めていて感じますが、あれはよその支部の支部長との有意義な交流の機会になっていましたね。

司会 徳久先生はどういった意気込みや心がけてもって支部長に就任されたのでしょうか。

徳久 私が感じていたのは支部でやる色々な活動は本部には全然伝わっていないということでした。そこで私が支部長に就任するにあたっては、相模原はこんなに色々頑張っているんだよと本部にも知ってもらうことを心がけました。

司会 徳久先生が支部長のとときにはどのような行事や活動があったのでしょうか。

徳久 本部からの要請で法テラスの支部設置要請決議をしようということになり、平成二十三年四月にその決議をしました。その決議がきっかけになり、本部の地域司法計画委員会から相模原の市議会議員と合議



第9代支部長 徳久 京子 会員

このように本部に支部が何をやっているか知ってもらう、本部と支部、地域をつなげるという思いから関連連出席したり日弁連の支部シンポに出席したりといったこともやってきました。

そのころの活動が先日のキャラバン(※後述、平成二十五年十二月実施の日弁連キャラバン)に相模原にもつながってきたようにも思います。それも一つの成果だったと思います。

司会 支部内での動きとしては支部会費の

Round-table Talk

三行情報交換会と検察庁との交流もありましたし、警察署長とも交流すれば接見などでも不利にはならぬだろう(笑)というところで実施することになったのです。

また法律相談センターの夜間相談を始めたのもこのころでした。

司会 警察署長との懇談会は現在も続いていて非常に盛り上がりがありますので、石橋先生も是非参加してください(笑)。会名変更についてはいかがでしたか。

石橋 松本支部長の代に会名変更支部決議がされたことで横浜弁護士会の中でも会名変更の気運が徐々に高まってきました。そこで本部の先生が中心になり、四支部の会員も加わって神奈川県弁護士会を実現する会が作られました。

しかし会名変更のために動いているのは支部だけだとされ、これはうまくいきませんでした。

ともあれ当時の本部第一回臨時総会で、会名変更に必要な六十七パーセントには達しませんでした。が五十五パーセントの賛成が得られ、二回目の六十八パーセントの賛成につながりました。

司会 会名変更の議論がますます活発化していたのですね。その他にも何かございましたか。

石橋 その当時弁護士法の中では弁護士支部は全く位置づけられていませんでした。弁護士会則に位置づけられていまして、いわば支部は任意団体でした。そこで支部の地位を向上させるため、支部会規を弁護士会会則に付け加える活動をしました。小田原支部の池田忠正先生などの支部の重鎮の先生が本部と一緒に、何度でも検討を重ねた結果、横浜弁護士会の会則にも支部会規が入り、弁護士法に則る弁護士会会則上支部が位置づけられたことで弁護士会支部が国法上の位置付けを獲得したのです。

大谷先生はどのような様な目標や心がけを

もって第五代支部長に就任されたのですか。

大谷 基本的にはやはり先代の支部長達の積み重ねてきたものを踏襲する形で考えましたが、とりわけ当時から活発化していた合議制の議論と地域司法の問題を重点的にやろうと考えておりました。

司会 大谷先生が第五代支部長に就任されたとき、支部でどのような行事や活動が行われましたか。

大谷 合議制実現に向けた動きとして平成十四年十一月の司法改革懇話会の設立がありました。

合議制実現を市民も巻き込んだ運動にするため市民の理解を得る必要がありました。そこで平成十四年一月に市立あじさい会館で市民の理解を得るための集会を開催したのですが、このときに市役所幹部、弁護士、東京新聞論説委員をパネラーにしてパネルディスカッションを行ったところ大変盛況だったのです。これを継続的な市民運動にしようということで、様々な議論を経て平成十四年十一月に司法改革懇話会を創設することになりました。

司法改革懇話会では、集会を開いてのパネルディスカッションのほか相模原市及び座間市の両市長並びに両市議会に要請して総務大臣及び最高裁判所長官への合議制裁判を求める請願活動も行いました。

こうした運動は、横浜弁護士会本部、日弁連、関弁連からも「全国にない活動」として注目を集め一時は裁判になりました。できないような市民運動になりましたが、その後やや停滞気味なのが残念ではあります。

司会 支部会館設立も先生が支部長の時代でしたね。

大谷 そうです。首都圏弁護士会支部サミ



第5代支部長 大谷 豊 会員

ットの準備会の中で、埼玉県越谷支部や千葉県松戸支部が支部自前の会館を持っているという話を聞き、相模原支部でもという話になり、現在の裁判所近くのビルを借りて支部会館設立に至りました。

こうして支部会館設立を経て、支部の体裁が一定程度整ったように思います。

司会 齋藤先生はどのような様な目標や心がけを

もって第六代支部長に就任されたのですか。

齋藤 私は十周年のときに支部長に就任したのですが、このころはちょうど支部冬の時代と言っています。笑、体裁が整って活動は活発化していた一方で会員の数自体は一向に増えず、従前相模原で活動されていた松田壯吾先生や星野秀紀先生や濱田崇先生などが支部会員でなくなるなど実働部隊がとも少なくなっていて、支部の役員会もいつも三役だけという感じでした。そんな中で、支部長就任だったので苦労するだろうなと思いましたが、とにかくやってみようという気持ちでした。

司会 実際に、苦労も多かったですか。

齋藤 そうですね。やるべき業務や事務作業がとて多くて非常に苦労した記憶があります。



第6代支部長 齋藤 佐知子 会員

坪井先生の支部長時代にはどのようなことがあったのでしょうか。

坪井 他業種との交流としては、相模原北警察署ができたので四警察署長との懇談会を五警察署長に広げたり、建築士協会との関係を作るなどしました。

それと大谷先生がおっしゃった司法改革懇話会、その発展的な形態の首都圏弁護士会支部サミットが各支部で開催されており、相模原支部でも平成十九年十一月に開催しました。このときのテーマは相模原の身近な法制度上の問題ということで当然合議制の実現ということになりました。

支部サミットを成功させるために支部の

制について懇談をしたいと申出があり、実際に当支部会員と地域司法計画委員と市議会議員の方々の面談・懇談も行われました。これはまさに本部の委員会と支部の交流、本部に支部がどういった活動をしているか理解してもらう機会になったと思います。またこの懇談では、政令指定都市で合議をやっているのはうちだけなのかと市議会議員にも火をつける結果になり、市議会議員の議員提案で市議会で合議制実現及び法テラス設置を求める決議が行われる結果にもつながりました。

ります(笑)。

ただ、そんな中行われた十周年記念式典でした。成功裏に終わったのは先輩方の支えがあったからに他ならないと思います。十周年をやったと思ったのですがやはり相模原支部は設立の沿革がはっきりしていて、体制もしっかりしていて、こういうことをやるといったらしっかりやると言えるように、人的物的に充実した支部だなというところは深く実感しました。

Round-table Talk

齋藤 東京では法テラス相談も減少しているそうだが、以前は無料相談をやるとわりと申し込みがあったのだが、これには平成二十年頃以降の弁護士数の著しい増加などにも原因があると言われています。こうした競争の中でより市民に近い位置の相模原支部の弁護士がどうやって市民の信頼を獲得していくか、会としてはその辺が課題になってくると思います。

橋本 地方裁判所の一階に当日の裁判の予定を記載している開廷表がありますが、その開廷表の代理人氏名欄に地元の弁護士の名前がないことも多いのです。地元の弁護士に依頼しなくてもいい原因、売り込み方とか、その辺りを探っていく必要があると思います。

坪井 「法の目」近代に調停無料相談をやっていますが、その相談件数は相模原が圧倒的に多いので、本庁に次いで多い。それは自治会の回覧板とかタウン誌で広報活動をやっているからだと思跡調査は示しているようですね。その辺はヒントになるかもしれません。

石橋 地元には地元の市民の方のための相談に乗れる能力のある弁護士がいる、むしろ地元の弁護士の方が適切に処理できるのだということもアピールする必要がありませぬ。そのために裁判所に弁護士会相模原支部の弁護士一覧表を置かせるのもどうか支部のホームページを作るのも方策としてあるかもしれません。

松本 税理士会の相模原支部では相模原支部のホームページを持っていて、その運営のための委員会を管理しているそうです。こういったことも参考にあります。

齋藤 東京三弁護士会多摩支部もホームページを持っていますね。

司会 これは難しい問題もはらんでおりまして、かつて本部で各支部ホームページを

Round-table Talk

徴収ということも徳久先生の時代からでした。そうですね。先程も話題になりましたが、支部財源の基盤は弁護士クラブからの寄付で作っていたと思いますが、後々目減りすることは明白で、財源がないのはこの支部の懸念でしたので、財政基盤を作ろうと会費制を導入しました。

司会 その他に先生が支部長時代に「烹飪券」も発行された点もお聞かせください。

徳久 その頃は支部の仕事が広がっていた時期で、市から行政委員の推薦依頼が非常に増えている、相模原市がこれの行政委員で女性の弁護士をお願いしますと依頼してくる。ところがこの頃女性会員は皆すでに何かの行政委員をやっている、推薦したくてもなり手がいないという状況でも苦勞しました。時には本部に回してしまおうかなと思ったり(笑)。現在は、支部会員も増えてますし、支部の仕事はできるだけ支部で担っていきたいですね。

司会 橋本先生ほどの様な目標や心かけをもって第十代支部長に就任されたのですか。

橋本 支部長もあと二ヶ月で終わります(笑)。それはともかく、最初支部長を受ける際に伊藤先生からどうせやるなら楽しくやらなくともいい話があったので、できるだけ楽しくやらうと思ってやっています。

現在は司法改革の成果として弁護士の数が非常に増えているので、若い人にきちんと仕事を割り当て、スキルアップを図り育てていくことを意識していました。例えば千葉の松戸支部などを参考に、管内協議会や後見人等協議会など裁判所との協議会を立ち上げました。実際には若い人の参加率が高い通りに上がってこないという実情もあるのですが、これらも続けていってほしいと思います。相模原支



第10代支部長 橋本慎一 会員

部でもいずれは本部も行っていないような独自の研修を行えるようになるというですね。

作ろうかという提案もあったのですが、それは自助努力を損なう、自らホームページを作成している事務所の利益を損なうといった声もあり、その時は実現しませんでした。齋藤 ホームページに対する姿勢は示しておく必要もあるように思いますけどね。

坪井 同業者同士という観点にとられず、弁護士の存在感を高めて他士業との差別化をする上で弁護士会を前面に出していくことも考えなければならぬと思います。



第8代支部長 伊藤 信吾 会員

部でもいずれば本部も行っていないような独自の研修を行えるようになるというですね。

石橋 弁護士個人ではスキルアップを図るにも限界がありますが、他方で弁護士は職務上の能力がないと市民に法的サービスを提供できませんから。弁護士会は弁護士が職上のをしなないよう監視することも、職務上の能力を維持向上させる必要もありますよ。

齋藤 単体会が大きくなりすぎる個々の弁護士の顔が見えにくくなります。この点支部だお互いの顔が見える何かあったら相談もできる。そういう意味でも支部の役割が大きくなっていくと思います。若手の先生方には支部の研修等に参加して大いにスキルアップを図っていただきたいと思っています。

司会 若手の参加が重要なのはもちろんですが、レクチャーできるベテランの先生方に参加していただくことも極めて大事だと思います(笑)。橋本先生、会名変更につい

てはいかがですか。

橋本 会名変更については本部や横浜弁護士会全体でもよいよというところで非常に盛り上がりを見せられており、私の時代に決議が行われることになりました。しかし結果的には賛成六十二パーセントで残念ながら成立はしませんでした。いろいろ背景事情が複雑で簡単には成立しないでしょうから、今後支部の声をきちんと伝えていく必要がありますね。

司会 先日は橋本先生が主導して日弁連キヤラバンも行われましたね。

橋本 昨年十一月に、合議制に関する議論を行うため「日弁連キヤラバンin相模原」を開催しました。そのときの模様はニュースにも取り上げられ、ある程度の反響は得られたと思います。ただ事前活動が不十分だったのが、議員の反応が良かったのは却ってショックで、もう少し地道に周知活動などをやっていくべきです。今後は支部の委員会を立ち上げるなどして継続的に運動していく必要があると思います。

谷口 従来合議制実現の議論では地方裁判所所長に司法行政権があるから所長に言えまいという傾向の話がされていたと思いはすが、司法はまさに中央集権的な色彩を強く残していますから、キヤラバンの際に千葉さん(※千葉景子元法務大臣)もおっしゃっていたように、政治的に最高裁の事務局に働きかけていくという活動も今後必要になってくると思います。

そのためには議員の先生方との交流は大事になってくるのですが、現状は弁護士会の仕事は議員の先生方に十分理解されていない。二十周年の招待状を配分されていますが、弁護士の業務がわからないのに二十周年に行っても役に立たないのでは、困ったなと思われているとも聞きます。今後はもっと地域に入っていく、議員の先生方とも

後(司会) 相模原支部においては修習期の若い若手会員が半数以上を占めておりますが、若手会員への期待やアドバイスなど、意見を聞かせ下さい。

伊藤 今相模原支部では弁護士同士がお互いに顔がわかっていて、新しく人が入ってきたときにも放っておかない関係性があり、これは相模原支部のいい点だと思います。今後どんどん増えてくると思えます。聞かなくてもいい点だと思えます。

坪井 これからの若手の人には収入の基盤も深刻な問題になってくるかもしれません。松本 衣食が足りて礼節を知るということ増えつつあるというところになってしま

△ 後の支部会員に期待すること

はやってはいきましたが弁護士の思考の観点から考えられる活動はすでにだいぶ尽くされてしまった。その中で議員の方や他業種の方の声をヒントがあった。これからはそうした方々の協力を得ていくことも必要に腐らないと思います。

齋藤 市民の声、国民の声などにはよく気がかけていへべきです。

徳久 そうするとやはり議員の声などをもっと有効活用することが必要になるのではないかと。

石橋 段階を踏んでではありますが、民主的基盤を有する市長、市議会、政党等を巻き込んで、切り口も注意しながら最高裁に動き掛けていくということが有効かもしれません。

齋藤 合議制を強く進めていってほしいというのが歴代支部長の思いです。今後の先生方にもますます頑張ってもらいたいですね。

△ 後の相模原支部の問題点及び展望

深いところで理解し合う関係を作っていくべきなのだろうと思います。

司会 相模原支部が今年で二十周年を迎えるのですが、これからの横浜弁護士会相模原支部の問題点や展望についてご意見を聞かせください。

石橋 我々弁護士に対する市民の理解をより深め、弁護士会の存在感をもっと見せていく必要があるように思います。例えば、「弁護士二〇番」等の無料の法律相談を実施してマスコミに無料で取り上げてもらうなどのアピールをするとか。弁護士には困っている市民の方の法的紛争を解決する資格、能力などが備わっていることを市民の方々に知っていただく必要があります。

司会 確かに現在、債務整理相談以外で弁護士会相模原支部としての無料相談はやっていませんね。

徳久 しかし無料法律相談といえは、現在も五士業や建築士との合同無料相談や座間市でも無料法律相談をやったりしてはいるんですけど…。

大久保 現在弁護士会では、クレサラ相談、離婚相談、外国人相談などを行っていて、窓口は沢山あるのですが、その日に相談の予約がないこともあります。単純に相談窓口を増やすことがいいことなのか、また増やしても相談者が来ないのはどういうことなのかを考える必要もあります。

他と比較で言うと、法テラスはたくさん法律相談ができています。また自治体の無料法律相談もたくさんある相談者がきている。ところが弁護士会は無料でも相談者が来ない。これはどういふことか考える必要があります。

と良くないですね。かつては法律相談センターが衣食の部分を補う役割もありましたが、今は法律相談センターから回ってくる仕事も減っていて今後はどうやって衣食の部分の補い頼られる仕事をしていくか、そのために弁護士会をどう活用していくかが課題になってくると思います。

齋藤 今の若手は皆交流が深いですし、その交流を生かして市民と地域の司法を担う力を付けてほしいですね。

谷口 最近では法テラスにも危険性を感じます。司法サービスの充実はいいいのですが、若手弁護士の質も変えてしまったように思えます。あくまで弁護士は、依頼者あつての知的産業ですから、法テラス、その他の団体が用意する事件に頼る弁護士像は如何なものかと心配です。

そのためにも在野法曹の弁護士が地域の力を背景に司法行政をも変えていく、それくらいの意気込みが必要であると思います。あとはとにかく若手の皆さんには支部のことは支部で解決するんだという気概を持って欲しいですね。地域の方も期待していると思います。

司会 本日は相模原支部の歴史を見守ってきた歴代の支部長の先生方に貴重なご意見をいただくことができました。今後の相模原支部の礎となっていくと思えます。

以上

横浜弁護士会相模原支部 20周年史



司法シンポジウム



支部だより



工業交流会



夜間法律相談開始式



支部会館開所披露パーティー

第5代支部長 大谷 豊 会員

- 横浜弁護士会本部の臨時総会で会名変更の賛否を問う会員投票が行われ、賛成60%に達したが3分の2に届かず否決
- 相模原支部の呼びかけにより相模原地域司法改革懇話会を設立
- 横浜弁護士会相模原支部会館を横浜地裁・家裁支部に近い相模原市富士見に開設
- 支部会規に基づき、支部規約を制定

第10代支部長 橋本慎一 会員

- 地家裁相模原支部との間での破産管財人協議会（12年9月）及び後見人協議会（13年9月）実施
- 会名変更の支部決議がなされるも、本部臨時総会で賛成63%で3分の2に届かず否決（13年11月）
- 合議制実現に向けて、相模原支部管内で日弁連キャラバン実施（13年12月）



五工業合同セミナー

2010~2012

第9代支部長 徳久京子 会員

- 相模原支部管内での法テラス支部設置要請決議（10年4月）
- 地域司法計画委員会・相模原支部会員と相模原市議会議員との懇談会（10年11月）
- 相模原市議会で、合議制実現および法テラス支部設置を求める決議（10年12月）

2008~2010

2006~2008

2004~2006

第7代支部長 坪井廣行 会員

- 五工業連絡協議会設立
- 建築士協会との研修、懇親会（06年9月）
- 法テラス相模原業務開始（06年10月）
- 首都圏弁護士会支部サミット開催（07年12月）

第8代支部長 伊藤信吾 会員

- 若手会員の支部活動への主体的参加が可能な場を設定することなどの目的で、研修交流委員会設置
- 支部名変更検討委員会を設置して、支部名の変更を検討（08年5月）
- 司法書士会・税理士会・行政書士会・社会保険労務士会の五工業合同セミナー（8月）



暑気払い



法曹三者懇談会

第6代支部長 齋藤佐知子 会員

- 横浜弁護士会相模原支部開設10周年記念式典（05年5月）
- 四警察署長との懇親会（05年7月）
- 行政書士会との研修懇親会、司法書士会との研修懇親会、税理士会との研修懇親会実施

2002~2004

第4代支部長 石橋忠文 会員

- 相模原商工会館で夜間法律相談開始（00年3月）
- 三庁情報交換会
- 横浜弁護士会本部の臨時総会で会名変更の賛否を問う会員投票が行われ、賛成55%に達したが3分の2に届かず否決

2000~2002

支部設立披露パーティー



支部設立総会



1998~2000

第2代支部長 大久保博通 会員

- 憲法公布50周年を記念し伊勢丹相模原店と相模原市北市民相談室で無料法律相談開始
- 法曹三者交流会開始

1996~1998

1994~1996

初代支部長 谷口隆良 会員

- 横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所相模原支部開庁（94年4月）
- 横浜弁護士会相模原支部設立、創立披露パーティー開催（94年6月）
- 隣接工業の税理士会、行政書士会、司法書士会との交流活動開始



建築士事務所協会との合同研修



交通事故研修会



成年後見研修会